

＜＜＜新旧対照表＞＞＞

○防火対象物定期点検報告特例認定制度運用要綱（平成15年4月8日訓令甲第2号）の一部を改正する訓令新旧対照表

部署名：予防課

新	旧
○防火対象物定期点検報告特例認定制度運用要綱 平成15年4月8日訓令甲第2号 改正 平成26年3月17日消本 訓令甲第2号 平成28年4月1日消本 訓令甲第2号 平成30年3月16日消本 訓令甲第3号 令和元年6月27日消本 訓令甲第2号 令和3年12月28日訓令 甲第5号 防火対象物定期点検報告特例認定制度運用要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の3に定める防火対象物定期点検報告制度の特例認定制度について、消防法令、条例及び規則に定めのあるもののほか、当該制度の運用上必要な事項を定めるものとする。 (申請の受付) 第2条 消防長は、法第8条の2の2に定める防火対象物で当該防火対象物の管理について権原を有する者から法第8条の2の3の申請（以下「特例認定申請」という。）が、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第4条の2の8第2項に定める防火対象物点検報告特例認定申請書により、省令第4条の2の8第3項に定める事項を確認できる書類を添付してなされ、これらに不備がないときは、受け付けるものとする。 (申請の補正) 第3条 消防長は、特例認定申請に不備があるときは、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることとする。 (検査項目) 第4条 特例認定申請のあった防火対象物の認定に際しては、特例認定に係る検査項目等（別表）についてそれぞれ判定基準に該当するか検査により確認し、別記様式第1号により消防長に報告し、認定及び不認定を決定する。	○防火対象物定期点検報告特例認定制度運用要綱 平成15年4月8日訓令甲第2号 改正 平成26年3月17日消本 訓令甲第2号 平成28年4月1日消本 訓令甲第2号 平成30年3月16日消本 訓令甲第3号 令和元年6月27日消本 訓令甲第2号 令和3年12月28日訓令 甲第5号 防火対象物定期点検報告特例認定制度運用要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の3に定める防火対象物定期点検報告制度の特例認定制度について、消防法令、条例及び規則に定めのあるもののほか、当該制度の運用上必要な事項を定めるものとする。 (申請の受付) 第2条 消防長は、法第8条の2の2に定める防火対象物で当該防火対象物の管理について権原を有する者から法第8条の2の3の申請（以下「特例認定申請」という。）が、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第4条の2の8第2項に定める防火対象物点検報告特例認定申請書により、省令第4条の2の8第3項に定める事項を確認できる書類を添付してなされ、これらに不備がないときは、受け付けるものとする。 (申請の補正) 第3条 消防長は、特例認定申請に不備があるときは、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることとする。 (検査項目) 第4条 特例認定申請のあった防火対象物の認定に際しては、特例認定に係る検査項目等（別表）についてそれぞれ判定基準に該当するか検査により確認し、別記様式第1号により消防長に報告し、認定及び不認定を決定する。

新	旧
(検査要領) 第5条 申請を受けた防火対象物については、次の要領で検査を行う。 (1) 検査は、申請書類の確認及び立入検査により行う。 (2) 消防機関が把握している過去の立入検査の結果及び点検報告の状況等から、申請防火対象物について法及び法に基づく命令の遵守状況が良好と認められる検査項目については、当該検査項目の立入検査の実施に当たっては、消防長が認める範囲内で、一定の抜き取り検査等により検査の簡素化を図ることができる。 (3) 検査において判定基準に適合しない検査項目が確認できた場合は、その時点で検査を終了することができる。 (認定の決定及び通知) 第6条 法第8条の2の3第3項の規定に基づき認定することを決定したときは、認定通知書(別記様式第2号)により申請者に直接通知する。 (不認定の決定及び通知) 第7条 法第8条の2の3第3項の規定に基づき認定しないことを決定したときは、不認定通知書(別記様式第2号)により申請者に直接通知する。この場合において、不認定通知書には、認定しない理由を明示すること。 (認定の取消し) 第8条 認定防火対象物に対して法第8条の2の3第6項の規定に基づき認定の取消しを決定したときは、認定取消書(多治見市消防本部違反処理規程(平成15年消防本部訓令甲第1号)別記様式第21号)により当該認定防火対象物の管理について権原を有する者に直接通知する。この認定の取消しに当たっては、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づく聴聞を実施する。 (認定通知書の証明) 第9条 認定防火対象物の管理について権原を有する者から、認定通知書の亡失又は滅失等の理由で特例認定防火対象物証明申請書(別記様式第3号)により当該認定の証明を求められた場合は、消防長は、当該認定をした旨を記載した特例認定防火対象物証明書(別記様式第4号)の交付をすることができる。 (認定の表示) 第10条 防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、消防長が認定基準に適合していると認めた防火対象物には、省令第4条の2	(検査要領) 第5条 申請を受けた防火対象物については、次の要領で検査を行う。 (1) 検査は、申請書類の確認及び立入検査により行う。 (2) 消防機関が把握している過去の立入検査の結果及び点検報告の状況等から、申請防火対象物について法及び法に基づく命令の遵守状況が良好と認められる検査項目については、当該検査項目の立入検査の実施に当たっては、消防長が認める範囲内で、一定の抜き取り検査等により検査の簡素化を図ることができる。 (3) 検査において判定基準に適合しない検査項目が確認できた場合は、その時点で検査を終了することができる。 (認定の決定及び通知) 第6条 法第8条の2の3第3項の規定に基づき認定することを決定したときは、認定通知書(別記様式第2号)により申請者に直接通知する。 (不認定の決定及び通知) 第7条 法第8条の2の3第3項の規定に基づき認定しないことを決定したときは、不認定通知書(別記様式第2号)により申請者に直接通知する。この場合において、不認定通知書には、認定しない理由を明示すること。 (認定の取消し) 第8条 認定防火対象物に対して法第8条の2の3第6項の規定に基づき認定の取消しを決定したときは、認定取消書(多治見市消防本部違反処理規程(平成15年消防本部訓令甲第1号)別記様式第21号)により当該認定防火対象物の管理について権原を有する者に直接通知する。この認定の取消しに当たっては、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づく聴聞を実施する。 (認定通知書の証明) 第9条 認定防火対象物の管理について権原を有する者から、認定通知書の亡失又は滅失等の理由で特例認定防火対象物証明申請書(別記様式第3号)により当該認定の証明を求められた場合は、消防長は、当該認定をした旨を記載した特例認定防火対象物証明書(別記様式第4号)の交付をすることができる。 (認定の表示) 第10条 防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、消防長が認定基準に適合していると認めた防火対象物には、省令第4条の2

新	旧		
の 9 第 1 項に定める表示を付することができる。ただし、その管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、防火対象物全体が認定をされている場合に限る。また、表示は、複数掲出することができるものとする。 <u>(電子情報処理組織による申請)</u> <u>第11条 この要綱に定める消防長に対して行われる申請のうち、次の表の左欄に掲げる規定に係る同表の右欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に定める事項を記録した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</u> <table border="1"> <tr> <td><u>第 2 条</u></td><td><u>省令別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 3 による申請書</u></td></tr> </table> <u>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う者は、当該申請を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等に記載すべきこととされている事項その他消防長が定める事項を、当該申請の使用に係る電子計算機から入力して、申請を行わなければならない。</u> <u>3 第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により申請が行われた場合において、当該申請をする者の使用に係る電子計算機から入力された事項を消防長の使用に係る電子計算機から出力した書面は、当該申請についてこの要綱の規定による様式により提出された申請とみなす。</u> ≪略≫ 附 則 (平成28年 4 月 1 日消本訓令甲第 2 号抄) 1 この訓令は、平成28年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。 附 則 (平成30年 3 月16日消本訓令甲第 3 号) この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (令和元年 6 月27日消本訓令甲第 2 号) この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 3 年12月28日訓令甲第 5 号) 1 この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。 2 この訓令の施行の際、改正前の各訓令の規定による様式 (以下「旧様式」という。) により現に提出されている文書は、改正後の各訓令の規定による様式により提出されている文書とみなす。	<u>第 2 条</u>	<u>省令別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 3 による申請書</u>	の 9 第 1 項に定める表示を付することができる。ただし、その管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、防火対象物全体が認定をされている場合に限る。また、表示は、複数掲出することができるものとする。 【新設】 ※e-Govによる申請が可能な様式：表に列挙 ※電子情報処理組織による申請の手続 ※電子情報処理組織による申請内容を印刷した用紙の取扱：規定の様式による申請書等とみなす 附 則 (平成28年 4 月 1 日消本訓令甲第 2 号抄) 1 この訓令は、平成28年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。 附 則 (平成30年 3 月16日消本訓令甲第 3 号) この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (令和元年 6 月27日消本訓令甲第 2 号) この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 3 年12月28日訓令甲第 5 号) 1 この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。 2 この訓令の施行の際、改正前の各訓令の規定による様式 (以下「旧様式」という。) により現に提出されている文書は、改正後の各訓令の規定による様式により提出されている文書とみなす。
<u>第 2 条</u>	<u>省令別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 3 による申請書</u>		

新		旧	
3	この訓令の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（令和●年●月●日消本訓令甲第●号） この訓令は、令和●年●月●日から施行する。	3	この訓令の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
摘要	改正理由		